けやき小学校 シックスクール対策委員会を開催

シックスクールの影響で、けやき小学校新校舎への移転を延期したことにより、関係する方々に迷惑をおかけしていることをお詫びします。

教育委員会では、原因究明と児童の安全確保のため、西東京市立けやき小学校シックスクール対策委員会を設置しました。今後は、対策委員会の提言のもと、問題の解消や安全な学校環境づくりを進めていきます。

経緯と今後の方針

◎延期に至るまでの経緯

下表のとおりです。

◎今後の方針

①専門家を入れた対策委員会を設置し、専門家の意見を聞きながら安全性の確認や対応等について検討する　②大型扇風機を設置し、窓開け等室内換気を実施し、濃度低減に努める　③定期的に濃度測定を行い、測定結果を注視し報告する　④窓開け、校舎の安全管理、清掃等のための用務員・警備員の配置を行い、環境向上および施設管理を行う　⑤その他シックスクール対策委員会で対応が必要とされた事項について対応する

◆教育庶務課（保☎内線2614）

シックスクールによる開校延期に至るまでの経過

年月日	経　過
H14.5	「学校環境衛生の基準」の改定に伴い、文部科学省が定めた室内濃度指針値を配慮し、適切な室内環境が保たれるよう資材等の使用を指示し、工事に着工
H15.7.27 31	第１回室内環境調査（机棚等備品無し）
調査結果	トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、ホルムアルデヒドの全４物質は指針値を下回る
H15.8.11	保護者説明会　指針値に近い箇所もあるので、児童の安全を第一に考えて検討していく旨を報告
H15.8.10	第２回室内環境調査（備品等搬入後）
調査結果	キシレン、パラジクロロベンゼン、ホルムアルデヒドは指針値を下回る。トルエンは、ランチルーム：指針値の1.91倍。育成室：指針値の1.25倍
H15.8.20	保護者説明会　児童の安全を第一に考え、２学期からの開校を延期する旨を報告

■西東京市立けやき小学校シックスクール対策委員会

委員は、学識経験者（2人）、学校医、学校薬剤師、けやき小学校児童の保護者代表（2人）、けやき小学校長・養護教諭、学校教育部長、建築営繕課長、健康推進課長の11人で構成されています。

9月8日（月）の第1回委員会では、教育委員会事務局から経緯の説明をした後（右表）、委員長の解説を聞きながら測定結果の検証を行い、状況を確認しました。以下は、そのポイントです。

①化学物質の数値は気温等の条件により多少上下を繰り返すが、けやき小学校の報告数値のほとんどは他のシックスクールの事例と比較すると低いものである　②今回の指針値をオーバーした数値は、換気等の対応で充分に解消可能な範囲である　③けやき小学校の場合は、幸いなことに児童が入校していないので、環境を整えれば対応は難しくない　④「学校環境衛生の基準」で規定している4化学物質の中で、建築基準法で制限されているのはホルムアルデヒドであり、建築に使用するほとんどの溶剤や接着剤はホルムアルデヒド以外の化学物質の含有量を確認する事が難しい　⑤部材等の制作過程においては、ホルムアルデヒドについての測定はされているが、その他の化学物質については業者に義務づけられていないのが現状で、原因の特定がしにくい状況である　⑥原因の究明を行い、今後に生かしていくことが対策委員会の役割の一つである

■今後の対策について

ランチルームや育成室の数値のオーバーについては、各部材等のデータを可能な限り集め、再測定結果（9月下旬予定）と合わせて検証し、窓開け等による換気業務は今後も継続して実施していくべきと助言がありました。

教育委員会では、けやき小学校の室内換気を毎日実施し、環境測定の結果を見ながら今後の対応を適切に行っていきます。

お知らせ

はなバスカード配布

㊫医療証、老人医療受給者証、高齢者受給者証をお持ちの高齢者の方を対象に、各医療証の紛失等防止のため、「はなバスカード」を無料配布します。

▽**とき**　10月15日（水）～31日（金）午前9時～午後5時

▽**ところ**　田無庁舎2階展示コーナー・保谷庁舎1階和室

▽**配布方法**　お持ちの、㊫医療証、老人医療受給者証または高齢者受給者証を確認後、配布します。

※詳しくは、9月15日号の市報をご覧ください。

◆交通計画課（保☎内線2471）

㊫・㊨医療費助成制度

平成14年10月以降に病院等で1か月に支払った一部負担金の合計額が、左表の限度額を超えている場合、超えた額が高額医療費として払い戻されます。

該当する方には、申請書を送付しますので、手続きをしてください（郵送可）。

※1度申請すると、次回以降の申請は必要ありません。

自己負担限度額

区　分	外　来（個人）	入　院（世帯）
一　般	12,000円／月	40,200円／月
低所得者※	8,000円／月	24,600円／月

※低所得者は、㊫限度額適用認定証を交付された方のみ。㊨対象者で該当する方は、一部負担のある方

◆高齢福祉課（保☎内線2336）、障害福祉課（保☎内線2342）

心身障害者タクシー料金助成

タクシー利用券で、次の事業者のタクシーも利用できるようになりました。

◎**東京無線協同組合**（☎03・3330・2111）◎**西武交通興業株式会社**（☎03・3997・2101）◎**コンドルタクシー**（☎03・5377・2001）

◆障害福祉課（保☎内線2341）

難病者福祉手当受給者の方へ

難病者福祉手当受給者の方に現況届を送りましたので、提出してください。人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等の方は、平成16年3月31日までの㊩医療券の写しを提出済みのため、今回は現況調査対象外です。軽快者（特定疾患登録者証の認定者）の方は手当の対象外となりますので、資格喪失届を提出してください。

▽**提出期限**　10月17日（金）

▽**提出先**　障害福祉課（田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター1階）

◆障害福祉課（保☎内線2341）

乳幼児医療費助成制度

～新しい医療証を交付～

現況届を提出した方で、本年度の対象者に、新しい医療証を送りました。10月1日から使用してください。

3歳未満の乳幼児は、所得制限がなくなり全員が対象になりますので、申請してください。助成は、申請日から対象となります。出生日（転入日）の翌日から15日以内に申請があった場合は、出生日（転入日）以降から助成の対象になります。

■新規申請の方

▽**対象要件**　市内に居住する就学前の乳幼児（平成9年4月2日以降生まれ）の保護者で所得制限未満の方（3歳未満は所得制限なし）

▽**助成範囲**　乳幼児が健康保険診療を受けたときの自己負担金額

▽**助成期間**　10月1日（10月1日以降の申請の場合は申請日）から来年の9月30日、または就学前（3月31日）まで、3歳未満で所得制限のない方は、3歳誕生月の月末まで。1日生まれの方は、前月末まで。（期間内に受給要件を失ったときはその日まで）

▽**申請に必要なもの**　①印鑑　②健康保険証のコピー　③年金加入証明書（3歳未満で所得制限を超える場合は必要ありません）　④平成15年度所得証明書（平成15年1月2日以降西東京市に転入した保護者）※②③④は、後日提出可（本年度、児童手当の申請をしている方で③④を添付した方は必要ありません）

▽**申請場所**　子育て支援課（田無庁舎1階・保谷庁舎1階）

◆子育て支援課（田☎内線1525）

ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣

▽**対象**　市内に居住する中学生以下の児童のいるひとり親家庭の方で傷病等の要件に該当する世帯

▽**内容**　子ども等が一時的な傷病などで日常生活にお困りのときホームヘルパーを派遣（所得に応じ自己負担あり）

◆生活福祉課（保☎内線2351）

審議会等開催情報

会議の日程・議題等は、変更となる場合があります。傍聴を希望する方は、担当課へお問い合わせください。

会議名（担当課・内線）／とき／ところ／議題／傍聴人数

■子ども福祉審議会（子育て支援課・内線1521）…10月2日（木）午後0時30分・田無庁舎5階501会議室・保育料の改定・5人　**■地域福祉計画検討委員会**（保健福祉総合調整課・内線2313）…10月3日（金）午後2時・保谷庁舎4階会議室・地域福祉計画（案）の検討・10人　**■市民憲章検討委員会**（企画課・内線1120）…10月8日・15日（水）午後6時・田無庁舎3階庁議室・素案の検討ほか・10人　**■地域福祉普及推進懇談会**（保健福祉総合調整課・内線2313）…10月9日（木）午後1時・保谷庁舎2階第1会議室・地域福祉普及推進の具体的取り組み・10人

ご推薦ください 技能功労者・商工従業員表彰

①技能功労者

本年11月21日現在で、次の用件を満たす方を推薦してください。

▽**推薦資格**　◎主に市内において30年以上技能職に従事　◎続けて5年以上市内に居住　◎満60歳以上　◎優れた技能を持ち、徳行著しく後進の模範となっている方

②商工従業員表彰

次に該当する方を雇用している事業主の方は、推薦してください。

▽**対象**　同一事業所に引き続き10年以上（10月31日現在見込み）勤務している常用従業員で勤務成績が優良な方（家族従業員を除く）

▽**推薦方法**　①は田無庁舎2階産業振興課、②は産業振興課および商工会事務局にある「推薦書」に必要事項を記入し、10月10日（金）までに提出してください

▽**表彰式**　11月21日（金）防災センターで行う予定です。

◆産業振興課（田☎内線1442）

戦没者に対する弔慰金等の支給

朝鮮半島・台湾出身の特別永住者（帰化者を含む）で、旧日本軍の軍人軍属等として戦死された方のご遺族や重度戦傷病者のご遺族に、弔慰金、重度戦傷病者の方に見舞金がそれぞれ支給されます。

請求期限は、平成16年3月31日です。

■弔慰金等の相談会

▽**とき**　10月10日（金）午後1時30分～4時

▽**ところ**　足立区役所

▽**問合せ**　総務省弔慰金等支給業務室（☎03・3539・7831）、東京都福祉局生活福祉部指導援護課（☎03・5320・4078）

◆生活福祉課（保☎内線2353）